

修士論文題目

「ダム建設にかかわる費用と利害対立の構造分析」

論文要旨

1、背景

現在日本国内には、**2000** 基以上のダムがある。ダムには水を貯めることで洪水による被害を減らしたり、渇水を抑えたりする効果がある。日本では特に **1970** 年代に、人口増加や工業・農業用水需要の増加から、多くのダムが計画・建設された。ダムによって水を安定して供給でき、洪水による被害を減らせたことが、第二次世界大戦後の高度成長を支えたという面もある。

しかし、ダムの建設はその代償として建設サイトや流域全体に多大な影響を与える。建設のために土地を水没させるため、自然環境を大幅に変化させる。また大規模な自然破壊を伴うダムの建設については、計画発表から完成まで対立が起こらないことはまず無いと言ってよい。自然環境が重視されるようになってきたことや財政の逼迫などからも、ダム計画が見なおされ、建設中止となるケースも出てきている。

2、目的

ダム建設に伴って発生する問題については法的な制度によって解決を図っており、例えば建設の見直しには費用便益分析などが使われているが、その方法にはまだ批判される点がある。現在の方法に対しては、「自然環境の損失分が含まれていない」という点が特に指摘されている。また建設に伴って関係者間で様々な対立が生じていることも考慮されていない。

ダム建設にはこのような表に出てこない「隠れた損失」が発生しているといえる。そこで本論文では、ダムサイトの自然環境を含めた費用の構造及び、関係主体間の対立構造の分析を目的とする。

3、費用の構造分析

まずダム建設にかかわる費用構造についての分析を行う。ダムには堤を建設するための費用だけでなく、水源地の整備費用や移転を余儀なくされた住民への補償費用も必要である。また環境問題への関心が高まり、自然環境が「守るべきもの」として認識されてきている今日、ダム建設によって失われる自然環境の価値も見過ごしてはならない。

そこでダム建設によって失われる自然環境の価値を便益移転という手法を用いて評価し、求められた自然環境の価値と事業費との比較を行う。便益移転とは、過去に推計された環境価値を他のサイトに転用するものである。本論文では、ダム建設予定地の生態系を **1996** 年に評価した先行研究をもとに便益移転を行い、他のダムサイトの自然環境評価を試みた。

その結果、ダムサイトの自然環境の価値は平均約 **98** 億円となった。この値は **1996** 年の

世代が評価する、対象ダムサイトの自然環境の価値である。便益移転にはまだ確立された方法はないが、便益移転によって環境を評価できるようになれば、現在は考慮されにくい自然環境の価値を含めた事業決定が可能になり、またその環境評価にかかる費用・時間を節約することができる。環境評価の活用により、適切な自然環境の利用が行われるようになれば、金額で表示されないがために過剰に生じていたかもしれない費用を削減することができるようになる。

4、利害対立の構造分析

次にダム建設を巡って生じてきた主体間の対立構造、すなわちコンフリクトの構造を分析する。ダム建設には建設サイトの住民や、国交省や県などの建設事業者、工事を請け負う建設会社だけでなく、ダムの恩恵を受ける下流住民や下流の自治体が深く関係している。その他にもマスコミや自然保護団体など様々な主体が関係しており、ダム建設を巡るコンフリクトとは、単に「水没地域 対 建設事業者」という構造のものだけではない。

そこで、現在建設が進められている群馬県の八ツ場ダムを例に、コンフリクト分析を行った。八ツ場ダムは、50年以上も前に建設計画が発表されたが、いまだに本体工事には着手されていない。具体的な分析方法としては、まず関係する主体を特定し、各主体のダム建設に対する行動と選好を明らかにする。そして起こりうる状態に対する各主体の選好順位をもとに、コンフリクトの構造を分析する。

本論文で行った分析事例からは、計画発表段階から下流の住民や自治体等の関係主体がそれぞれの行動や選好を表明していれば、より短期間での解決が可能であったと考えられる。コンフリクト分析では、その関係主体の範囲をどのように決定するか、また各関係者の行動がどのように変化するかということに注意しなければならない。コンフリクトの早期解決のためには、関係者を明確にし、各主体がそれぞれの行動を表明することが必要なのである。

5、まとめ

今日のダム建設事業は、建設が中止される例が出てくるなどその必要性が問われるようになってきている。その背景には財政的制約という側面もあるだろうが、自然環境や関係主体間の対立といった、金額ではあらわされない損失の影響が表面化してきたためではないだろうか。

ダム建設に限らず、自然環境の破壊や人々の対立を生じさせる事業においては、事業によって生じる損失はその建設費用等の具体的に金額であらわされるものだけではないということを認識しなくてはならない。金額であらわされない損失を考慮しなければ、事業の一側面だけで効率がよいと判断される事業のみが行われてしまい、真に効率的な事業を行っていくことはできないのである。